

様式第1号（第6条関係）

鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鈴鹿市長 様

申請者 住 所 鈴鹿市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要領第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

安全運転支援装置の名称	
設置年月日	年 月 日
安全運転支援装置の購入及び取付けに要した費用	円
補助金交付申請額	円

(注) 補助金交付申請額は、安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の2分の1の額(1,000円未満の端数は切り捨て)とする。ただし、障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置は2万円、障害物検知機能がないペダル踏み間違い急発進抑制装置は1万円を上限とする。

補助金は次の口座に振り込み願います。

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 ( )	本店 支店 ( )	預金種別	普通・当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人 ※申請者名義に限る		

(添付書類)

- 1 自動車検査証の写し
- 2 自動車運転免許証の写し
- 3 購入及び設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書等)
- 4 後付け安全運転支援装置設置販売証明書(様式第2号)
- 5 市税の完納を証する納税証明書(完納証明)(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- 6 その他市長が必要と認める書類

※ 裏面の誓約書も記入・押印してください。

## 誓約書

## ◆誓約事項

次の事項を確認し、守ることを誓約します。

- 1 転売を目的として設置した安全運転支援装置ではありません。
- 2 安全運転支援装置を設置した自動車は、申請者個人が使用するための自動車であり、事業用の自動車ではありません。
- 3 過去に安全運転支援装置設置に対する補助金の交付は受けていません。
- 4 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- 5 安全運転支援装置設置後、1年以上その装置を使用します。
- 6 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 7 安全運転支援装置を設置した事業者等から、安全運転支援装置の機能と適切な使用方法等について説明を受けました。
- 8 設置した安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するというものではないことを理解し、運転者の責任で交通ルールを守り、安全運転を行います。
- 9 安全運転支援装置の設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 10 誓約事項に虚偽があったことが判明した場合や、不正な手段によって補助金の交付を受けたことが判明した場合は、市に対して補助金を返還します。
- 11 この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳を確認することについて了承します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※表面と同じ印鑑で押印してください。